

Title	明治前期東京における財界の形成とその性格：東京商法会議所・商工会の活動
Sub Title	
Author	平野, 隆(Hirano, Takashi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1989
Jtitle	近代日本研究 Vol.6, (1989. ) ,p.185- 212
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19890000-0185">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19890000-0185</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治前期東京における財界の形成とその性格

——東京商法会議所・商工会の活動——

平野 隆

- 一 プロローグ―財界の形成
- 二 新興企業家による財界イニシアティブの模索  
―東京商法会議所の生成（一八七八―八一年）
- 三 新興企業家と政府、在来商人の対立（一八八一―八三年）
- 四 諸勢力の妥協―東京商工会への改組（一八八三―九一年）
- 五 エピローグ―近代経営者団体への胎動

## 一 プロローグ―財界の形成

「財界」は、「ビジネスマンの共通の利害を代表し、あるいはその間の利害の対立を調整し、国の経済政策や対外政策等に意見を開陳する経済界のリーダーの集団」<sup>1)</sup>と定義される。それは、個別企業・産業を超越した商工業者の横断的結合であり、個別産業を代表する「業界」とは区別される。日本にお

ける財界団体は、明治十年代に設立された商法会議所をもってその嚆矢とする。

商法会議所は、一八七八（明治十一年）三月、東京にはじめて創設された。同年中に大阪（八月）、兵庫（十月）がこれにつづぎ、翌年以降全国各地で相次いで設立された。一八八二年までに、その数は三十六か所におよんだ。「商法」会議所という名称の由来は定かではないが、当時は「商法」ということばを「商業」とほとんど同義に使用したという説がある<sup>2)</sup>。その後、商法会議所は根拠法規の制定・改変にもなつて、名称を商工会（一八八三年）、商業会議所（一八九〇年）、商工会議所（一九二七年）と変えた。一八九二（明治二十五年）年にはその全国組織である商業會議所連合会が発足した。現在の日本商工会議所（日商、一九五四年発足）の直接の前身である。現在の日商および各地の商工会議所は、経団

連などの他の財界団体との間の機能分担の結果、中小企業の利益代表団体としての性格を強くしているが、戦前の会議所はより広い機能を果たしていた。とりわけ日本工業倶楽部の設立（一九一七年）までは、商法会議所・商工会・商業会議所は唯一の財界団体として政治・経済に大きな影響を及ぼした。なかでも東京の会議所は、首都の商工業者の世論を代表する機関として、政府の政策形成過程に重要な役割を演じた。

本稿は、東京の財界形成史、すなわち東京における初期の財界団体、東京商法会議所（一八七八―一八三年）、東京商工会（一八八三―一九一年）の活動を取り上げ、形成期東京財界の性格を明らかにすることを課題とする。とりわけ、新興企業家、在来商人層、政府の三者のいずれの勢力が財界運営のイニシアティブをとり、いかなる利益を追求したのかという点が焦点となる。

これまでの研究は、明治前期の商法会議所・商工会の動向を、日本資本主義の発展段階の反映として説明してきた。すなわち、設立当初の商法会議所は、資本主義の未成熟な段階を反映して、江戸期の問屋商人につながりを持つ前期の商業資本の利益代表機関であり、それが近代産業勃興の条件が整いはじめる明治二十年頃から、近代的産業資本の利益を直接間接に反映する団体へその性格を次第に変えたといっているのであ

る。<sup>(3)</sup>そして政府対民間商工業の関係においても、形成期の財界団体は、その設立の経緯から見て「上から」の統制色が強く、政府の殖産興業政策の推進機関としての性格が強かったが、明治二十年前後頃に「政府雷同的」性格を脱却し始めた<sup>(4)</sup>とされている。

この説明によると、財界のイニシアティブは、在来商人層（前期的商業資本）から新興企業家（産業資本）へ、あるいは政府から民間へあたかも何の摩擦もなく継承されたかのような印象を受ける。しかし商法会議所・商工会がたどった道筋は、それほど単純なものではなかった。形成期の財界団体は、商工業のイニシアティブの掌握を目指す新興企業家の模索と、それに対する在来商人層の抵抗、そして商工業を行政の統制下に置くことを目論む政府の圧力という三つの力の複雑な相克の場であった。本稿は、東京商法会議所・商工会の組織、議員（会員）・役員構成、建議活動の分析を通じてこのことを明らかにする。

(1) 宮本又郎『「財界」の萌芽——商法会議所の成立と活動——』『経済セミナー』第三〇八号、一九八〇年。

(2) 渋沢栄一「維新以後における経済界の発達」『雨夜譚』岩波文庫、一九八四年所収、二二二―二二二ページ。

(3) 永田正臣『明治期経済団体の研究——日本資本主義の確立と商業会議所』日刊労働通信社、一九六七年、一三四、二三六―

シ、宮本又久「商法会議所を通じて見たるブルジョアジーの政治的成長」、『金沢大学法文学部論集・哲学史学編』第二号、一九五四年など。

(4) 永田、同書、二七ページ、宮本又久、同論文。

## 二 新興企業家による財界イニシアティブの模索—東京商法会議所の生成（一八七八—八一年）

(一) 東京商法会議所設立の動機

東京商法会議所の設立の背景には、政府と民間商工業者のそれぞれ異なる動機があった。これが「上からの」設立勸奨と「下からの」設立運動となって現われ、東京商法会議所の創設に帰結した。

政府は、国家の政策推進に奉仕する商工業の諮問機関として商法会議所を設立することを意図した。その直接の契機となったのは条約改正交渉であった。すなわち、不平等条約の改正交渉を進めるに当たって、明治政府当局者が英国公使パークス (Harry Parkes) に条約改正は国民の世論であると述べたところ、日本には世論を形成する機関が欠如していると反駁された。このため、工部卿伊藤博文、大蔵卿大隈重信ら政府首脳は商工業者の世論機関設置の必要性を痛感し、第一

国立銀行頭取渋沢栄一に対して商法会議所の設立を要請したのである。<sup>(1)</sup> 商法会議所は、政府の条約改正交渉を後援する世論形成のための機関として期待されていたのである。

また、産業政策の推進機関設置の必要からも、内務卿大久保利通、同大丞河瀬秀治らが、渋沢、益田孝（三井物産、森村市左衛門（森村組）らに対して商法会議所の設立を勧奨した。<sup>(2)</sup> 内務省商務局の管轄事項のなかには、内外市場の物価や各国貿易の景況の探聴、商業習学所の設立などと並んで商法会議所の設置、監督が含まれていた。<sup>(3)</sup>

一方、民間商工業者たちは、商法会議所の設立により実業家の地位の向上を図り、自らの利害を国家の政策に反映させることを目指した。渋沢栄一は『鶴翁（大倉喜八郎）余影』のなかで次のように述べている。「(前略) 私はある時、実業家が軽蔑されているのを憤慨して『日本も、外国と同じやうに、実業と云ふものを、もっと重んじるやうの気風にならなければいけない。実業は国の本なのだ。これによって国家立ち、これによって国家の経済が立って行くのだ。何が故に実業のみ軽視せらるゝ理由があるか、日本人の考は間違っている』と云ふと、大倉も『同感、全くその通り。何とかしてかう云ふ気風を直していかなければならない』と真先に賛成された。然るに明治十一年、西南戦争の跡始末も漸くついた頃大隈（重信）さんが私に『日本にも、商人が集会して、いろ

いる商売のことを相談してやうな機関をつくって見たらどうか。日本にも追々さう云ふものが必要になって来る」と云ふ話。恰も大倉氏や私などが考へている実業家の地位の向上と云ふことには、絶好の機会なので早速大倉氏にもこの事を相談した。そこで、その集会所創立に関する下相談や調査などをする事になったが、その為、大倉氏の築地の住居は我々の会合所となり、大倉氏をはじめ、益田（孝）福地（源一郎）それに私などで相談した結果、政府から年に千円の補助をうけて、茲に東京商業会議所の前身東京商法会議所なるものが出来た。<sup>4)</sup>商法会議所の設立には、渋沢、大倉ら民間商工業者の自発的構想という側面があったのである。

東京商法会議所は、一七九一（寛政三）年設立の江戸町会所とその後身である東京營繕会議所（一八七二年）、東京会議所（一八七二年）という都市の自治機関の系譜を一面において引いていた。江戸町会所は、松平定信によって創設された町人の自治組織で、飢饉・天災時の救恤などを行っていた。東京營繕会議所、東京会議所は、江戸町会所の財政を受け継ぎ、府下の主立った商工業者を構成員として、種々の公益事業を実施すると共に府知事の諮問機関として機能していた。東京会議所が一八七七（明治十）年二月に解散されると、渋沢らその中心メンバーは、会議所がもっていた商工業者の代表機関としての機能の再生を企図し、これが商法会議所の設

立運動につながった。<sup>5)</sup>

以上の事情を背景に、一八七七（明治十）年十二月二十七日、渋沢栄一（第一国立銀行頭取）、益田孝（三井物産会社長）、福地源一郎（日報社長）、三野村利助（雑莖）、大倉喜八郎（西洋織物商）、渋沢喜作（生糸米穀商）、竹中邦香（米商会所頭取）、米倉一平（両替商）の八人は、発起人として連名で東京商法会議所設立の願書および見込書を東京府知事楠本正隆に提出した。設立願書には、商法会議所設立の主旨が次のようにうたわれた。「商法ヲ講シ商則ヲ議シテ一般通商上ノ成規慣法ヲ改良タラシメ、又新案ヲ設ケテ更ニ其便益ヲ増ス事ヲ謀ルハ、方今官府ニ於テ政々御經理アラセラルムト雖モ、情ラ之ヲ實際ニ觀察スルニ、其規画ノ当時ニ適スルヲ得ルニハ非レハ縦令千百ノ思考ヲ尽クシテ燦然不欠ノ法則ヲ編成スルモ、之ヲ実施スルニ当テハ却テ人情ト背馳シテ終ニ充分ノ効ヲ奏スルニ至ラサルノ類古今其例少ナカラサルコトニテ、苟モ此弊ナカラシメント欲セハ、須ラク厥始ニ於テ普ク諮ヒ広く詢リテ能ク其精キ者ヲシテ其説ヲ尽サシメ、而シテ後之ヲ稠衆ノ与論ニ採リテ更ニ補綴シテ其法ヲ組成スルニ如カス。是乃チ欧米各国ニ於テ多ク商法会議所ノ設ケアル所以ニシテ、而シテ一旦其設立ヲ得ルニ於テハ、独リ会同諸員ノ各其経業ニ付テ友誼ヲ厚フシ意向ヲ同フスルノ益アルノミナラス、共ニ全般ノ公利ヲ保護シ或ハ新報ヲ廢酬シ或ハ紛議

ヲ仲裁スル等、其世益ヲ裨補スル一実ニ少々タラサルニ付、私共爰ニ相発起シテ東京府下ニ於テ此商法會議所設立仕度奉存候間、御准允被成下度候、因テ別紙設立見込書相添此段奉願候也。すなわち、政府主導の商工政策の弊害を説き、商法會議所の目的を、実業家の代表機関としてその利害を政府の立法、行政に反映させること、商工業者間の意志疎通、利害調整などを行い実業家の自治を推進することとした。これは、民間商工業者の商法會議所設立の動機を直截に表現したものと見える。

この設立出願は翌一八七八（明治十一年）三月十二日をもって認可された。この過程で、政府と民間商工業者のあいだに早くも商法會議所のあり方をめぐる互いの思惑に齟齬が生じた。すなわち商法會議所設立発起人たちは、設立見込書のなかで、會議所の理事委員として商業紛議の和解仲裁を任務とする仲裁控訴委員をおくこと（第二款）、會議所はその議事に関して諸官衙と直接交渉することを得ること（第四款）を申請した。これに対して、東京府知事より願書と見込書の上申を受けた内務省は、三ヶ月の審査の後上記二項目の削除を条件とする設立認可を下した。商業紛議の仲裁などは政府の権限の範疇のことであり、また勸業に関する交渉は政府主導で行われるべきとする立場である。結局商法會議所側が当該項目の削除を承諾することで決着したが、これは政府から

自立し対等の立場で交渉する権利を持つ會議所の設立を意図する民間側と、あくまで政府優位のもとの商工行政を目標とする内務省側との相克であり、双方の設立動機の対立であった。したがって東京商法會議所は、その設立時から政府と民間のそれぞれ異なる意図の対立を内包していたのである。

## （二）組織と財政

東京商法會議所の組織の特徴は、「東京商法會議所規則」ならびに「同議事規則」から明らかにされる。これらの規則は一八七八（明治十一年）九月四日および十二日の臨時会において議定され、十月七日に内務卿兼大藏卿伊藤博文、東京府知事楠本正隆に上申し認可を受けた。

まず會議所を構成する議員については、つぎのように定められていた。すなわち、「凡ソ東京商法會議所ノ議員ハ定員ヲ設ケズ、東京府下ニ居住シテ現ニ商業ヲ営ミ、若シクハ農工商ニ関スル業ヲ営ミ、相応ノ家産ヲ有シ、年齢二十歳以上ノ者ハ都テ議員タルヲ得ベシ」（會議所規則第一款）、「議員タルント欲スル者ハ当會議所議員ノ紹介ヲ請ウベシ」（第二款）、「一会社又ハ一組合ヨリ委員ヲ出サント望ム者アル時ハ、会頭ハ定式會議ニ於テ衆議ヲ以テ之ヲ許否ス可シ、法律ニ由リ又ハ慣行ニ由リ取結ビタル同業仲間ハ其仲間ノ名ヲ以テ委員ヲ出スコトヲ得ベシ」（第四款）、「議員タル者ハ年限ヲ定

メズト雖モ不得止事故アリテ退去セント欲スル時ハ其旨ヲ会頭ニ届出ツ可シ、会頭ハ定式會議ニ於テ之ヲ衆議員ニ報告ス可シ」(第六款)。

役員は、理事本員として会頭、副会頭(第一、第二)、書記、翻譯方、筆生、會計方を、理事委員として内国商業、外国貿易、運輸船舶の各事務委員(各五名)をそれぞれ設置すること(第七款)とした。さらに一八八〇(明治十三年)年には、農業・工業事務委員(各三名)を新設した。各役員の選出方法は、「会頭、副会頭ハ毎年二月第一定式會議ニ於テ投票ヲ以テ選挙」、「理事委員ハ毎年同上ノ會議ニ於テ投票ヲ以テ其二人ツツヲ改選」(第十五款)、「書記、會計、翻譯等ノ議員ハ会頭ヨリ会中又会外ノ人ヲ選ビ之ヲ命ズ可シ」(第十六款)と規定された。

議員會議は毎月二回開く定式會と臨時會の二種に分れ、いずれもその議目を東京日々、報知、朝野、読売の各新聞をもつて報知することとされた。議事手続きは、二十一条からなる議事規則によって詳細に定められていた。多数決原理(第十四条)、議案の可決は三次會を経て定まること(第十六条)など、民主的議事運営の原則が厳格に取り入れられていた点が注目される。

以上から明らかのように、東京商法會議所の組織の特徴は、個人の資格による任意加入・脱退を原則とした自由な私設団

体という点にあった。これは、東京商法會議所が、英米系の會議所、直接には横浜外国人商業會議所の組織をモデルにしたことに由来する。欧米先進諸国の商業會議所には、英米系と独仏系の二系統があった。前者は、會員制の任意組織で、法律上の保護、特権を有しない商工業者の自治組織であった。他方後者は、法律に基づき一定の資格を有する商工業者の選挙により議員を選出する公的機関で、政府の商工行政の補助機関の機能を担った。横浜外国人商業會議所は、一八六五(慶応元)年に西インド中央銀行横浜支店支配人リッカビー(Charles Rickerby)を中心として英米系會議所の組織原理に基づいて設立され、各国領事・公使に対する意見具申、諮問活動、調査活動などにより多大の実績をあげていた。東京商法會議所は、その設立にあたって横浜外国人商業會議所から定款、議事規則などの資料の提供を受け、それを参考にした。東京商法會議所による英米系組織の選択は、政府から自立した商工業者の自治の確立という発起人たちの會議所設立の動機に合致するものであった。

商法會議所の活動資金は、政府からの保護金と議員の酬金から構成された。一八七七(明治十)年十二月、渋沢、益田ら東京商法會議所設立発起人八人は、會議所運営資金として毎月二百五十円の下附を勸商局長河瀬秀治に請願した。これに対して、翌一八七八(明治十一)年三月十二日、勸商局長

明治前期東京における財界の形成とその性格

表1 東京商法会議所議員数推移 (1878~80年)

	1878年3月	78年12月	79年12月	80年12月	増	減
質・両替	3	3	4	4	+2	-1
商業	11	13	17	14	+13	-10
在来計	14	16	21	18	+15	-11
不明	7	6	1	0	+2	-9
銀行・保険	8	8	10	10	+4	-2
貿易・海運	8	9	10	11	+5	-2
工業	4	6	6	7	+3	0
新聞	4	4	4	4	+2	-2
取引所	4	6	6	4	+2	-2
その他	2	3	3	3	+1	0
新興計	30	36	39	39	+17	-8
計	51	58	61	57	+34	-28

山口和雄「明治十年代の『資本家』団体」(『増補・明治前期経済の分析』東大出版会、1956年)302~309ページ表より作成

より当分の間一ヶ年千円(一ヶ月八十三円三十三銭三厘)宛を保護金として下附する旨達せられた。一方会議所側の自己資金としては、一八七八(明治十一)年十月から議員有志による任意の醸金を開始した。この制度は、一八七九(明治十

二)年三月にひとり毎月五円の強制積立金に、さらに一八八〇(明治十三)年三月にはひとり毎月一元五十銭の強制醸出金に改定された。

政府保護金と自己資金の額を比較すると、政府保護金が毎年千円であるのに対して、議員醸金は一八七九年次が三九二円五〇銭、一八八〇年次が九三九円と政府保護金の占める割合が大きかった。<sup>(8)</sup>このように商法会議所が政府依存の財政構造をもったことは、後に組織の危機を招く大きな要因になった。

(三) 議員と役員構成

表1は、東京商法会議所の一八七八(明治十一)年三月の設立時から一八八〇(明治十三)年十二月に至る議員数の推移を示したものである。議員の業種分類は、「東京商法会議所要件録」の入会者氏名報道に記載された職業名によった。ただし、名目の職業名と実態のズレが明白なものは実態を優先させ<sup>(9)</sup>た。また同表では、分類した各業種を在来と新興という二部門に区分してある。在来部門と新興部門の区分の規準は、一般には必ずしも明確ではないが、ここでは、「在来」を主に伝統的消費財を扱う業種に属し、営業形態が個人経営のもの、「新興」を開港以後に勃興した産業に属し、営業形態が会社企業であるものとした。<sup>(10)</sup>西洋酒など外来物産を取り扱う



表2 東京商法会議所役員経験者(31名)

○ 渋沢 栄一(第一国銀)	9	平野 富二(石川島造船所)	3
○ 福地源一郎(日報社)	7	安田善次郎(両替商)	1
○ 益田 孝(三井物産)	12	子安 岐(日就社)	1
○ 大倉喜八郎(大倉組)	6	松尾 儀助(起立工商会社)	2
三野村利助(三井組)	2	森村市太郎(西洋織物商)	2
渋沢 喜作(生絲米穀商)	4	清水 九平(晷表商)	1
竹中 邦香(米商会所)	1	丹羽雄九郎(西洋酒, 唐物商)	1
中山 讓治(精工社)	5	原 六郎(第百国銀)	1
岸田 吟香(売薬商)	3	野中 萬助(廻漕営業)	1
堀越角次郎(太物問屋)	1	益田 克徳(東京海上)	1
岩崎弥太郎(三菱会社)	1	條野 伝平(東京日々)	1
吉村甚兵衛(洋酒商)	2	林徳右衛門(洋紙製造)	1
川崎 正蔵(川崎造船所)	4	津田 仙(学農社)	1
笠野 熊吉(不明)	1	柴崎 宇三(両替商)	1
米倉 一平(前・米商会所)	1	小松 彰(株式取引所)	1
朝吹 英次(三菱会社)	3		

○印 会頭・副会頭経験者 数字は、延役員就任回数

業種であっても営業形態が個人経営のものは在来に、伝統的消費財の流通に携わっていても営業形態が会社組織で営業領域が新しい米穀輸出入などは新興に分類する。しかしこれらの例は比較的少数であったと考えられる。すなわち在来とは、系譜的にいって江戸の間屋商人につながる商人層であり、新興とは開港以後台頭してきた商工業者であった。

この表より次のことがわかる。まず、議員の入れ替わりは相当に激しかった。設立時から一八八〇年末までの三十三ヶ月という短い期間に三十四人が新たに入会し、二十八人が退会した。設立時の議員の半数以上が入れ替わったことになる。なかでも最も異動が激しかったのは商業で、十三人が入会し十人が退会した。つぎに、議員の産業別構成では商業(商業、貿易・海運)と金融業(銀行・保険、質・両替)の優勢が明白であった。設立時において、これら二産業の議員数はそれぞれ十九人と十一人で、両者を合計すると不明者を除く議員総数四十四人の三分の二を占めた。さらに議員数を在来と新興の別で見ると、新興部門に属する議員がやや優勢であった。仮に不明者がすべて在来部門所属であったとしても、この結論は変わらない。ここでは商業をすべて在来に入れてあるが、外来消費財を扱う商人の中に新興の性格を有するものもいるとすると、新興部門の優勢は若干強まる可能性がある。

表2は東京商法会議所の役員経験者のリストである。役員のひとつが新興商工業者であったことがわかる。全三十一人のうち在来的性格が強いと思われるのは、清水九平(晷表商)、丹羽雄九郎(西洋酒・唐物商)など数人にすぎない。会頭・副会頭および就任回数が多数回の役員に限れば、新興勢力の独占状態であった。

以上のことより、議員・役員構成という観点からの東京商

ざるを得ない。

#### (四) 建議の分析

商法會議所の活動は、政府や東京府への建議、諸官衙からの諮問に対する答申、商工業に関する各種調査の実施、商工業者に対する情報提供、商工業の紛議の仲裁、国内外の友好親善などから成っていた。なかでも最も重要なのは建議活動であった。

表3は東京商法會議所が諸官衙に宛てた建議の一覧である。この表を見て気付くことは、建議の内容が外交、商工政策のような全国レベルの問題、および海運、貿易など新興勢力の利害に関わる事項に片寄っていることである。「条約改正ニ付建言書」「太政官第二十一号布告及大蔵省乙第十八号布達ノ修正並ニ取消方」「政府ニオイテ銀価安定セシメル方法ヲ講ゼンコト」「商法学校設立ノ急務ナル所以」などは前者に、「西洋形船舶船員試験課程ヲ改正サレタキ旨」「危険品船積規則ヲ修正サレタキ旨」「難波船船員給料支給方並ニ遭難船共担金分損法制定ノ必要」などは後者に属する事項である。他方、商工業に関わる地域的問題や個々の在来商業の利害に関することがらは「東京府下各商(同業)組合再興ノ儀」がその唯一の事項であった。

建議発議者の一覧も同様の傾向を示している。建議十三件

法會議所の特徴として次のことがいえる。第一に、議員の異動の激しさは、組織基盤の不安定さを表している。商工業者は、商法會議所からならぬかの利益を受けることを期待して會議所に入会する。そのような利益としては、政府への建議活動を通じて自己の利害の政策への反映、国内・海外市場、技術などに関する情報の享受、他の商工業者との利害調整などが考えられる。他方、商法會議所に参加するために支払う時間的・金銭的費用が受け取る利益を上回ると判断した場合、商工業者は會議所から退会していくであろう。商法會議所の入会者のなかには、醸出金と時間的拘束の負担の割には會議所から受け取る利益がそれほど大きくないと考えていた者が少なからず存在したと推測できる。第二に、産業別議員数で商業と金融が多数を占めたことは、当時における工業の未発達を反映し、東京の中心の実業家がこの二部門に集中していたことを示している。第三に、在来と新興の区分では、開港以後台頭してきた新興企業家が議員数の上でやや優勢であった。そして第四に、新興勢力は會議所の役員をほぼ独占し、會議所運営の主導権を握った。したがって、東京商法會議所を前期的商人の代表機関とする見解は修正されねばならない。しかし議員構成における新興勢力の優勢は圧倒的なものではなく、在来勢力も一定の議員数を有していたことを考えると、この役員配分は新興勢力に過度に偏したものであったといわ

表3 東京商法会議所諸官衙宛建議

建議内容	発議者	宛先	建議日
・荷造改良に関する儀	遠藤吉平(会外・新潟県人)	内府	78. 12. 11
・東京府下各商(同業)組合再興の儀	渋沢栄一(第一国銀)	内府	79. 3. 18
・本邦訴訟法並に身代限規則の改正の儀	横浜外国人商業会議所	内・大	9. 11
・条約改正に付建言書		外・大	9. 11
・西洋形船舶船員試験課程を改正されたき旨	平野富二(石川島造船所)	内	11. 22
・太政官第21号布告及大蔵省乙第18号布達(米穀・金銀貨幣・株式の限月取引制限)の修正の儀	渋沢栄一, 福地源一郎(日报社), 益田孝(三井物産)	大	80. 5. 5
・政府において銀価安定せしめる方法を講ぜんこと	益田孝	大	6. 14
・危険品船積規則を修正されたき旨他	益田克徳(東京海上保険)	内	8. 10
・職工師弟間に契約を設くるの儀	松尾儀助(起立工商会社)	内・大	11. 15
・商家師弟間に契約を設くるの儀	野中萬助(廻漕営業)	内・大	12. 14
・商標条例草案及認許願手続規則案	島村勸業会社(会外・群馬県)	農	81. 6. 17
・商法学校設立の急務なる所以	益田孝, 大倉喜八郎(大倉組)他9名	農	7. 15
・難破船舶船員給料支給方並に遭難船共担金分損法制定の必要	野中萬助	農	82. 2. 22

備考：宛先 内(内務卿) 府(東京府知事) 大(大蔵卿) 外(外務卿) 農(農商務卿)  
『東京商法会議所要件録』各号より作成

のうち、会外からの建議三件(新潟県人遠藤吉平、横浜外国人商業会議所、群馬島村勸業会社)を除くすべてが、役員すなわち新興勢力の建議である。在来商人層は、「商法学校設立ノ急務ナル所以」唯一件の共同建議者として清水九兵衛(畳表商)、鳥海清左衛門(砂糖商)、木村豊次郎(舶来織物商)、吉川長兵衛(材木商)、和久井久次郎(金貸営業)が名前を連ねているのみであった。

個々の建議の内容も、新興企業家勢力の利害を強く反映していた。以下条約改正問題と同業組合問題に関する建議を例にこの点を検証する。

東京商法会議所は、政府から関税改正に関する意見提出を求められ、数次の小委員会、臨時会での討議の後、一八七九(明治十二)年九月十五日、外務卿井上馨、大蔵卿大隈重信宛てに「条約改正ニ付建言書」を提出した。条約改正問題は、商法会議所設立の契機のひとつでもある重要問題であった。商法会議所は、この建言書のなかで

条約改正の重大性とくに関税自主権の獲得、輸入税の引き上げを急務とし、そのための方策として次の二点を提案した。

第一に地租を軽減し物産を増殖し貿易を拡張すること、第二に外債支払の計を立てることである。そして、さらに次の八項目を要望した。①沿岸運搬の権を我邦に収めんこと、②開港場の増設、③輸入定額税の公平、④海関における借庫の増築、⑤戻り税の方法の創設、⑥輸入品評価の法則の改正、⑦輸入品課税方法の改正、⑧海関税を我が本位貨幣で徴取すること。<sup>(11)</sup>これらの諸要求は、いずれも貿易、とりわけ輸出の振興を求めるものであり、すなわち商法会議所議員中の貿易、海運関係者の利益に合致していた。

在米商業の利害に関わるかにみえる唯一の建議「各商（同業）組合再興ノ儀」は、会議所を二つに割る激しい討論を巻き起こした。この件は、一八七九（明治十二）年二月二十七日の第五臨時会において会頭沢沢栄一によって発議された。旧幕政時代の株仲間制は、維新の際明治新政府によって撤廃された。株仲間の独占の弊害を除去し、営業の自由の原則を経済社会に保証することが政府の目的であった。しかし、一方で株仲間には取引・決済方法の取り決めなど商取引の調整機能、信用保持機能もあった。株仲間の廃止と共にこうした機能も停止されたため、各地で商取引上の混乱が生じた。このため政府は排他的でない仕方でも商人が連合することの必要を認め、

東京府においては、一八七九（明治四）年、仲間組合の結成を府よりの鑑札下付をもって許可するとの通達が出された。しかし、これに従って設立された組合は少数にとどまった。

沢沢の発議はこのような情勢下に出されたものであった。その要旨は、各商仲間組合の設立を府庁の勸諭あるいは命令によって促進すること、および各組合が制定する申合規則を当会の調査に付すことの二点を当会議所より東京府庁へ建白せよというものであった。柴崎守三（両替商）、沢沢喜作（生絲米穀商）らが積極的にこれを支持する発言をした。

これに対して、益田孝、成島柳北（朝野新聞社）、朝吹英二（三菱会社支配人）、小安峻（日就社長）らが反対を唱えた。益田は「小生モ其組合ノ設立スルハ敢テ之ヲ望マザルニ非ズト云トモ、今其之レヲ要望スルニ急ニシテ以テ上官府ノ干渉ヲ俛ルノ一事ニ至テハ、小生之ニ同意スル事能ハズ、從來政府ノ命令ニ成リタルモノ或ハ速成ヲ期スベキガ如シト雖トモ、實際ニ於テ商民ノ不便ヲ醸成スルノ弊害ヲ生ジタルヤ其例少ナシトセズ、且夫レ政府ヲシテ吾人ノ商業上ニ干渉セシムルハ、条理實際共ニ好マザル所ナレバ、今日ニ在テハ勉メテ之レヲ避謝スベキニ、却テ此干渉ヲ挙テ之ヲ政府ニ請求スルガ如キハ、当会議所ノ大ニ取ラザル所、否為ス可カラザル所ナリ、依テ組合再興ノ如キハ、各商其便益ヲ自覚スルノ日ヲ俟チ漸次之ヲ実施スルノ完全ナラン事ヲ冀望ス」と述べ、

民間商業への政府の干渉を悪弊とする立場から渋沢の発議に強く反対した。また朝吹は、「夫レ此組合設立ノ如キハ将来ノ利弊如何ヲ顧ミザル可ラズ、若シ此組合アルガ為メ仮令二三ノ商民ハ利益アリトスルモ他人多ク之ヲ不利ト認ムルトキハ是レ人情ノ適応セザル処ト謂フ可シ」と、同業組合の効用自体に疑問を呈したが、討議は二日間にわたり、激しい意見のやりとりが行われたが、採決の結果渋沢の発議案を会議所の建議とすることが可決された。同年三月十八日、会議所はこれを東京府知事宛に提出した。

同業組合問題をめぐるこのような意見の対立は、商法会議所のリーダーたちが抱えていた二つの課題の間の矛盾の表われであった。商法会議所のリーダーたる新興企業家たちは、会議所の活動を通じて自らの商工活動の展開に有利な経済環境を創りだすことを意図していた。それは「営業の自由の原則」の普及、政府から自立した経営活動の確保であった。しかしその一方で、新興企業家たちは東京府下の実業者の多数を占める在来商人層を商法会議所に取り込み、会議所に公共機関の側面を付け加える必要があった。それによって、自らの政府に対する諸要求を商工業者全体の世論として正当化できるからである。渋沢の同業組合問題の発議は後者の立場からのものであり、益田たち反対派の主張は前者の貫徹を要求したものであった。それゆえ在来勢力に関わるかにみえた唯

一の建議すらも、実は新興勢力の利害にそうものであった。まさに東京商法会議所の草創期は、新興企業家勢力による、自らの利害の政策への反映と商工業者の自治の獲得を目指した財界イニシアティブ模索の時代であった。

(1) 『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、同刊行会、一九五七年、一二一―一三二ページ。

(2) (3) 『東京商工会議所八十五年史』一九六六年、二八九ページ。

(4) 『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、一五―一六ページ。

(5) これに対してこの淵源を否定する説もある。この説は、町会所——東京会議所の活動範囲が「事業者の利益代表」という範疇を越えており、この流れはむしろ東京府庁・府会の源流であるとされるものである。山口和雄「明治十年代の『資本家』団体——東京商法会議所について——」『明治前期経済の分析（増補）』東京大学出版会、一九五六年、二八三―二八四ページ、高橋芳郎「わが国における商法会議所の成立過程」『拓殖大学論集』一三八号、一九八二年。

(6) 『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、五―六ページ。

(7) 高橋「わが国における商法会議所の先駆形態——横浜の外国人商工会議所と商法会議所の成立について——」『拓殖大学論集』一四四号、一九八三年。

(8) 『東京商法会議所要件録』第二一号「会計之報告」、一八八一年二月一〇日、『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、七〇―七一ページ。

(9) 例えば、安田善次郎（両替商）は第三国立銀行、安田銀行の設立に係わっており、実態は銀行業者である。

(10) 中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会、一九八五年、一七七ページ。

(11) 『東京経済雑誌』第二三、一四、一五号、一八七九年一〇月三〇日、十一月五日、十一月二十九日。

(12) 『東京商法会議所要件録』第三号、一八七九年四月一日、『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、一一三ページ。

(13) 同第四号、一八七九年四月一七日、『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、一一八ページ。

### 三 新興企業家と政府、在来商人の対立

(一八八一〜八三年)

(一) 「府県農商工諮問会規則」の定

一八八一(明治十四)年四月、明治政府は産業政策の管轄官庁として農商務省を新設した。同時に、産業振興のための全国的諮問機関網の整備が企図された。同年五月二十三日太政官布告第二十九号「府県農商工諮問会規則」の制定がそれである。この規則は「各地農商工ノ実況ヲ觀察シテ勸業ノ事務ヲ着実ナラシメ倍々其改進を図ランカタメ」各府県に府知事県令選任の会員による官選の農商工諮問会を、区および連合区町村に農商工業者の公選議員からなる勸業議會を設置することを定めた。これらの諮問会および議會の任務は、農商務卿や府知事県令の諮問に対する審議答申、建議、農商工業に

かんする重要事項の調査などであった。

しかしこの諮問会、勸業議會は、機能の点で全国既設の商法会議所と重複し、したがってこれらの設置は商法会議所の存在を事実上無視するものであった。そのことを裏付けるかのように、同年六月十七日、農商務省は、勸商局長名をもって東京、大阪の商法会議所に対して従来行ってきた保護金交付の打ち切りを通告した。財政基盤を失った商法会議所は、存続の危機に直面した。

政府がこのように商法会議所政策を転換した理由は、政府の諮問機関網構想と既設商法会議所の実情との齟齬にあった。農商務省は、産業政策の遂行のため、政府の統制下で全国的諮問機関網を整備することを構想していた<sup>(2)</sup>。しかし既存の商法会議所は政府に協力的であったとはいえ、官府からの独立を主張する私設の任意団体としての性格が強く、その設置は主要都市に限られていた。このため農商務省は、商法会議所を諮問機関として不適當と判断し、既設の商法会議所を無視する形であらたに官選あるいは公選の諮問会組織の設置を企図したのである。

こうした政府の施策に対して、商法会議所側は当然反発を強めた。東京商法会議所は、同年七月二日東京府知事宛てに「太政官第二十九号御布告ニ付伺」を提出した。その内容は、規則中農商工業議會の設立手続きが不明であること、かつそ

の権利義務が既設の商法会議所と同一であるが、他日この規則による官設の商業議會と既存の商法會議所が併存することになってもはたして妨げないかという二点についての質問であった。<sup>(3)</sup>また大阪商法會議所も、これに先立つ同年六月十三日に「太政官第二十九号御布告商業議會之儀ニ付上申」を政府へ提出して、「府県農商工諮問会規則」の再考を要望した。しかし、これに対する政府の回答は農商工業議會の設立手続きを示したに止まり、商法會議所と官選諮問会の関係等については何の説明もなされなかった。<sup>(4)</sup>

東京商法會議所は、政府に「府県農商工諮問会規則」撤回の意思がないと見なし、同規則に従い組織を商業議會に改め會議所を存続させることを検討した。しかし、同規則には東京の実情に適合しない点<sup>(5)</sup>が有り、同規則の内容を修正しない限り商法會議所の改組も不可能であった。ここに至って東京商法會議所は、「府県農商工諮問会規則」の改正私案を作成し、東京府知事を介して同規則の改正を政府に働きかけることになった。この運動は農商務省を動かすところとなり、同省は東京商法會議所の要望を容れた同規則改正案をまとめこれを参事院へ提出した。その後この改正案は参事院で修正を受け、さらに元老院の審議に付された。しかし、結局元老院はこの改正案を破棄し、東京商法會議所の會議所改組・存続の要望は挫折することとなった。<sup>(6)</sup>

## (二) 議員数と議員構成

表4は、前章の表1を一八八二(明治十五)年五月まで延ばしたものである。これによって、一八八一(明治十四)年以降における東京商法會議所の議員数、議員構成の変化をみる。議員の異動は、前期(一八七八・八〇年)にも増して激しかった。一八八一(明治十四)年以降の入会者は二十六人、退会者は二十三人であり、うち入会者の全員と退会者の二十人が一八八一(明治十四)年に集中していた。一年間の異動としてはともに會議所設立以来最高である。また入会者中の二十一人、退会者中の十一人が商業部門に属していた。前期と同様に、商業部門の動向が議員の異動の激しさの第一の要因であった。そして商業部門所屬の議員の急増の帰結として、在来商人と新興商工業者の勢力分布は、前期の新興やや優勢から両者ほぼ均衡する状態になった。

入会者の急増は、一八八一(明治十四)年二月九日の第九定式会における議員増募の決議による積極的入会勧誘の効果であった。この議員増募は、在来商人層の商法會議所への取り込みを目的とした。後述するとおり會議所の活動停滞のための対策が当初の意図であったが、同年五月の農商務省による「府県農商工諮問会規則」制定以降は、政府の商法會議所対策転換への対処、すなわち商法會議所の公共機関としての側面を強調するという意味合いも帯びるようになった。

明治前期東京における財界の形成とその性格

表4 東京商法会議所議員数推移(1881~82年5月)

	1880年12月	81年12月	82年5月	増	減
質・両替	4	4	4	+1	-1
商業	14	26	24	+21	-11
在来計	18	30	28	+22	-12
不明	0	0	0	0	0
銀行・保険	10	7	7	+1	-4
貿易・海運	11	9	9	+1	-3
工業	7	7	7	+1	-1
新聞	4	4	4	0	0
取引所	4	4	4	0	0
その他	3	2	1	+1	-3
新興計	39	33	32	+4	-11
計	57	63	60	+26	-23

山口前掲書同表より作成

議員構成における在来勢力と新興勢力の均衡の達成により、少なくとも表面上は新興勢力偏重を矯正することができた。しかし、新入議員のうちの十人(うち九人が在来勢力であった)が一八八二(明治十五)年五月までに退会しており、新入議員の会議所への定着率は低かった。このことは、東京商法会議所が新入議員、すなわち在来勢力に対して彼らを満足させるだけの便益を提供できなかったことを意味している。

表5 東京商法会議所総会出席率推移

	会議数	延出席者数	年末時点 議員総数	平均出席率
1879年	9	260	61	47.4%
80	10	200	57	35.1
81	11	250	63	36.1

『東京商法会議所要件録』各号より作成

(三) 活動の停滞

東京商法会議所の活動状況は、必ずしも活発ではなかった。特に一八八〇(明治十三)年以降は活動の不振が顕著であった。表5により議員の総会(定式、臨時)への出席状況をみると、平均出席率が一八七九年から一八八〇年にかけて四七・四%から三五・一%へと一〇%以上落ち、翌一八八一年も同じ水準で低迷していることが

わかる。後半の二年間は、全議員のうち三人に一人しか総会に出席していなかったことになる。渋沢会頭の第十九定式会における次の発言はこの事実を裏付けている。

「回顧スルニ昨明治十三年ノ如キハ出席議員寡少ニシテ空シク散会シタル奮ニ一二回ニ止マラズ是以テ終ニ本会ノ存廃ニ論及スルニ至リタルハ実ニ止ムヲ得ザルニ出デタリキ」活動の不振は、会議所の存廃が問題になるほどまでに深刻化していたのである。

会議出席状況の低迷は早くも一八七九(明治十二)年一月二十日



の第五定式会において議題として取り上げられたが、渋沢はこの席上「今ノ不出席者ハ多ク小生ノ紹介スル所ナレバ小生ハ速ニ其去就ヲ質シテ以テ之ヲ全会ニ報告スベキ旨ヲ述ブ」と述べ、会議欠席常習者の多くが渋沢をはじめとする役員への勧誘により入会した議員であることを認めた。会議所設立後から考えて、出席状況の低迷の主因は在来勢力の欠席であったと推測できる。

この活動の停滞の原因は、東京商法会議所が在来商人層の利益推進に無関心であったために、議員中の在来勢力の反発を招いたことにあった。東京商法会議所は、前期において議員構成上新興勢力がやや優勢であったが、在来勢力も相当の数を占め会議所にとって不可欠の勢力を成していた。しかしながら前章で見たとおり、会議所の役員配分は新興勢力にかたより、活動の中心である政府への建議も新興勢力の利益追求の手段と化していた。すなわち、東京商法会議所は府下の商工業者大衆の利益を擁護する公共機関ではなく、一部の新興商工業者の利益を代表する私会の性格を強くしていた。このような会議所のあり方に対して、在来商人勢力は不満を募らせたと考えられる。在来勢力の退会者の多さと会議への出席率の低さはそれを示す指標である。

この活動不振への対策として、東京商法会議所は一八一

(明治十四)年二月九日の第十九定式会において、議員を百名まで増募すること、従来規則上月二回開催となっていた定式会を年四回に改めることを議決した。会議出席状況の低迷については「今更ニ此振起ノ一点ニ於テ別ニ良案ナシト云トモ止ムヲ得ズンバ」とりあえず議員を増募して会議所の規模拡大を図り、定式会開催頻度を減ずることにより議員の時間的拘束の負担を軽減する措置が取られたわけである。議員増募は「府下各商組合ヨリ委員若シクバ総代ノ入会ヲ誘導シ実業者ヲシテ議場ニ其人多カラシメ」というごとく、各商組合代表すなわち在来商人の勧誘に重点が置かれた。一方、同年三月七日には新たに委員総会を設置し、議件の処理を役員に付することにより事務効率の改善を図った。

しかしこうした対策が成果を上げるまもなく、東京商法会議所は、同年五月二十三日「府県農商工諮問会規則」の制定、続く六月十七日の事務局保護金交付廃止の通達により決定的な打撃を受けることになった。東京商法会議所は六月二十五日に第十四臨時会を開き、会議所の今後の維持方法について協議した結果、従来毎月一円五十銭であった議員醸金を三円に増額して会議所財政の維持に努めることを議決した。しかし毎月三円の醸金負担は議員一般にとっては重く、かつ「府県農商工諮問会規則」制定以後会議所自体の存続も危ぶむ声が議員の間で大きくなっていった。ここにおいて東京商法会議

所は、同年五月十六日に第十九臨時会を開催し、再度会議所の今後の方針について話し合った。席上会議所の将来を悲観視する発言が相次ぎ、衆議の末月三円の醸金を一円に減額しその醸金の支持し得る限度内に常務を縮小し、他日の組織変更を期してそれまでとにかく維持継続することに決着した。こうして東京商法会議所は、これ以後事実上の休会状態に入ることになった。

この期において、新興企業家勢力による東京財界のイニシアティブの模索は、政府からの圧力と在来商人勢力の反発に直面することになったのである。

(1) 『法令全書・明治十四年』内閣官報局編、一八九〇年。

(2) 『興業意見』(『明治前期財政経済史料集成二十』所収)、亀掛川博「明治前期内国商業政策と商法会議所(Ⅲ)」、『政治経済史学』第一八〇号、一九八一年五月。

(3) (4) 「東京商法会議所官衙諸達並上申書綴・四」、渋沢栄一伝記資料」第十七巻、六五九—六六〇ページ。

(5) 例えば同規則第十五条は「農工業各議会の議員ハ滿二十五歳以上ノ男子ニテ其議会区域内ニ住居スル製産者及ビ該地ノ製産物ヲ売買スル商人中ヨリ公選シ商業議會ノ議員ハ同上ノ要件ニ適応シタル商人中ヨリ公選シテ(後略)」とあったが、東京の代表的商工業者とりわけ新興企業家は全国規模で営業を成したので、同規則のいう「該地ノ製産物ヲ売買スル商人」という概念には該当しなかつた。永田前掲『明治期経済団体の研究』一四三ページ。

(6) 通商産業省編『商工政策史・第七巻・内国商業』同刊行会、

一九八〇年、三三—三五ページ。

(7) 「東京商法会議所要件録」第二二号、一八八一年二月九日、『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、五六三ページ。

(8) 同第五号、一八七九年二月四日(東京都公文書館所蔵)。

(9) 渋沢栄一の発言、同第二二号、『渋沢栄一伝記資料』第十七巻、五六三ページ。

(10) 原六郎(第百国立銀行頭取)の発言、同上。

#### 四 諸勢力の妥協——東京商工会への改組

(一八八三—一九一年)

##### (一) 改組の経過

一八八二(明治十五)年五月、東京商法会議所の「府県農工商諮問会規則」改正運動は、元老院における改正案破棄によって一旦は挫折した。しかし、商法会議所はこれにくじけることなく運動を粘り強く継続した。同年七月、芳川顕正が前任者松田道之の急逝により東京府知事に就任すると、商法会議所は会議所の改組・存続のための同規則改正を再度働きかけた。芳川はこれに賛意を示し、同年十月上旬、農商務大輔品川弥二郎、参事院議長山県有朋他参事院議員を招き、渋沢会頭他商法会議所委員との懇談の場を設け、同規則修正の要望につき協議した。この結果会議所側の要望は政府の容れるところとなり、ついに政府は翌一八八三(明治十六)年五

月十六日、同規則の撤廃を公布し同時に太政官布達第十三号をもつて「各地方ノ便宜ニ從ヒ左ノ条項ニ照準シテ勸業諮問會並勸業委員ヲ設置スルコトヲ得」旨を達した。これにより各地方はそれぞれの実情に適合した形であらたに勸業諮問會を設置すること、すなわち既に商法會議所が設立されている都市ではそれを商業議會に改組して存続させることが可能となつた。

「府県農商工諮問會規則」の撤廃および太政官布達第十三号の公布が意味するところは、政府と民間新興企業家の妥協の成立であつた。すなわち、政府は既設の商法會議所を無視してあえて諮問機關の新設を企図したものの、現実には商法會議所の協力無しに商工政策を遂行することの困難を認識するに至り、商法會議所はじめ既設機關の援用へと方針を転換した。<sup>(2)</sup>他方商法會議所のリーダーたる新興企業家は、商法會議所の活動不振を打開するには府下同業組合を會議所の組織基盤とすることにより在来商人層を積極的に取り込み、會議所を公共機関として再生するほかに、そのために自由任意という商法會議所の特徴が後退することも止むをえないと考えた。<sup>(3)</sup>「府県農商工諮問會規則」の改正、撤廃をめぐる一連の動きは、こうした事情を背景にした政府と民間新興企業家の間の利害調整の過程であつた。

一八八三（明治十六）年九月二十二日、東京府知事芳川順

正は府下のおもだった商工組合および会社の代表を京橋本挽町明治會堂に召集し、太政官第十三号布達に基づく連合商工業會の設立を誘導する演説を行った。この中で、芳川は誘導の趣旨を「抑々東京ハ商工業ヲ以テ成立ツ所ノ都會ナレバ、其盛衰ハ広ク全国ノ經濟ニ関スル所ナリ、然ルニ從來府下商工人ノ團結シテ一体ヲ成スモノナク、随テ其利害得失ニ於テモ衆望如何ヲ知ルニ途ナシ、是レ拙者ガ常ニ遺憾トスル所ナリ、尤モ是迄府下ニ東京商法會議所ナルモノアリ、ヤ、商人ノ与論ヲ代表シタル如クナルモ、其実有志者ノ私會ナルガ故ニ未ダ充分ノ効能ヲ致サシムルヲ得ザルノ憾アリ、是拙者ガ今回ノ布達ニ基キ連合商工会ノ設立ヲ諸君ニ誘導スル所以ナリ」と述べたが、ここには東京商法會議所の実績を著しく軽視する見解が表われていた。芳川は内務少輔兼任で東京府知事に就任しており、芳川の見解はそのまま政府の自由任意的會議所に対する不信感の表明でもあつた。

府知事の誘導を受けて、渋沢栄一（銀行集會所）、小室信夫（共同運輸會社惣代）、莊田平五郎（三菱會社惣代）、益田克徳（東京海上保險會社惣代）、梅浦精一（倉庫會社惣代）、渡辺治右衛門（四日市魚市場惣代）の六人が連合商工会創立委員に選ばれ、商工会の設立準備に入った。準備は順調に進み、同年十月十五日に東京商工会設立願、同規程、同議事規則を府知事に提出、翌十六日に認可を受けた。一方これに先

立つ同年十月七日、東京商法会議所は十三号布達に基く商工会へ改組するため同会を解散し、その所有財産一切を商工会へ譲渡することを決議した。ここにおいて同年十一月二十日、東京商工会創立総会が開催され、会頭に渋沢栄一、副会頭に益田孝、幹事に益田克徳、小室信夫、梅浦精一を選出し、東京商工会は正式に発足した。全国各地の商法会議所の多くもこれにならない商工会へと改組したが、大阪、横浜など商法会議所の名称を維持したまま存続した会議所もあった。

## (二) 組織と財政

東京商工会の組織、事務、運営方法などは、「東京商工会規程」により定められた。商工会の会員（議員）は「東京府下重立タル商工業組合ノ総代人及ヒ同業組合ノ設ナキモ其業体大ニ全般商工業ニ関係アル会社等ノ総代人ヨリ成立ツモノ」（第三条）とされ、会員の選出方法は「同業組合中ヨリ出ス所ノ会員ハ其組合ニ於テ之ヲ公選シ諸会社ヨリ出ス所ノ会員ハ其会社ニ於テ選定シ府知事ノ認可ヲ得ヘキモノ」（第四条）と規定された。会員の任期は一年、毎年一月に改選し、再選重任を可とした（第六条）。会員が任期途中で退会する場合、「其組合又ハ会社ハ更ニ他ノ総代人ヲ選挙シテ之ニ代ラシ」めなければならなかった（第七条）。また、会員には本員のほかに代員を置くことを認め、本員が事故のため会議

に出席できないときは代員が代りに出ることを得るとした。ただし代員は予めこれを選定し府知事の認可を受ける必要があった（第八条）。会員の数は、組合員数百一名以上の同業組合からは三名、同百名以下の組合から二名、会社から一名と定められた（第九条）。役員は、会頭、副会頭各一名、幹事三名（一八八九年一月に七名と改められた）を選挙し、書記以下の役員は会頭がこれを選任することとされた（第十二、十四条）。

すなわち東京商工会は、団体代表をその会員とすることを明確にし、会員は府知事の認可を必要とした。この点は、商工業者が個人の資格で参加し、会員の紹介を入会条件とした商法会議所との明らかな差異である。商工会は、商法会議所と比較して英米系会議所流の自由任意の私会的性格が希薄になり、独仏系会議所流の公的機関としての性格が強くなったといえる。さらに、商工会は、とりわけ在来商工業者の結合組織である同業組合を組織基盤とした点も大きな特徴であった。各同業組合傘下の商工業者も含めると、商工会の組織の裾野は、商法会議所に比べて格段に広がった。また代員制度の導入は、商法会議所時代に会議の出席率が低迷し活動が停滞したことへの対策と考えられる。

このような組織変革は、政府による公的諮問機関設置の企図、在来商人層の財界活動参加の要求、そして新興企業家勢

表6 東京商工会加盟団体数・会員数推移(1883年12月～91年7月)

	83.12	84.12	85.12	86.12	87.12	88.12	89.12	90.12	91.7
組合									
在来物産商	38	40	37	31	24	24	24	20	20
外来	4	4	4	5	10	11	9	6	6
質・兩替	4	4	2	2	2	2	2	2	2
職工	0	2	2	2	2	2	1	0	0
その他	3	3	3	2	2	2	2	2	2
組合(団体数)計	49	53	48	42	40	41	38	30	30
組合(本員数)計	90	97	81	70	62	59	53	42	42
会社									
金融・保険	2	2	2	2	3	3	3	4	4
貿易・商業	2	3	3	9	9	4	4	4	4
鉱工業	4	4	4	3	6	8	8	12	12
運輸	6	6	5	5	5	6	6	6	6
建設・土木	0	0	0	0	1	3	2	2	2
取引所	2	2	2	2	3	3	3	3	3
その他・不明	1	2	2	3	4	3	3	3	3
会社(団体数)計	17	18	18	18	31	35	29	34	34
会社(本員数)計	17	18	18	18	33	38	32	36	36
団体計	66	71	66	60	71	76	67	64	64
会員(本員)計	107	115	99	88	95	97	85	78	78

『東京商工会沿革始末』523～531ページ「東京商工会々員姓名」表より作成

力の商法会議所の活動低調に対する反省という三勢力それぞれの事情が合一した結果であった。しかし、商法会議所において政府から自立した自由な財界の建設を目指した新興企業家にとっては、この改組は事実上の挫折を意味した。

商工会の財政は、毎年予算を設け経費の合計を会員の人头に割り付けることとされた(第二十七条)。また諸官衙より諮問の調査については、それに要した諸経費をその官衙へ請求するものとした(第二十九条)。これは、会議所にとっては自主財政の確立を、政府にとってはは勸業費負担の軽減を意味した。

### (三) 会員と役員構成

東京商工会の加盟団体数と会員(本員)数の推移は、表6に示されている。表の業種・産業分類の内

明治前期東京における財界の形成とその性格

表7 東京商工会役員経験者(11名)

○ 渋沢 栄一(銀行集会所)	8
○ 益田 孝(廻米問屋組合)	8
益田 克徳(東京海上保険)	8
小室 信夫(共同運輸会社)	2
梅浦 精一(倉庫会社・石川島造船所)	8
大倉喜八郎(大倉組商会・日本土木会社)	6
阿部 泰蔵(明治生命保険)	4
山中隣之助(銀行集会所)	4
森島松兵衛(売薬商組合・東京薬品会社)	1
丹羽雄九郎(両替商組合)	4
松尾 儀助(起立工商会社)	3

○印 会頭・副会頭 数字は延役員選出回数

容からみて、組合と会社の区分が、「在来」と「新興」の区分にほぼ重なりと考えてよい。組合部門を構成する各業種は、干鰯、豊表、糠など、在来物産を扱う問屋組合、時計、洋酒など、外来商品を扱う商組合、両替・質などであり、一方の会社部門は、金融・保険、貿易商社、鋳工業(造船、セメント製造など)、運輸(鉄道、海運など)、取引所関係などであった。ただし組合部門の廻米問屋組合と銀行集会所だけは例外であった。前者は渋沢喜作、益田孝らを本員とする米輸出業者の連合、後者は渋沢栄一と山中隣之助が本員をつとめる東京府下の国立、私立の銀行代表者の組織であり、両者とも新興勢力に分類される。

表によれば、東京商工会は東京商法会議所の解散時より会員を四十七人増員させて発足した。しかしその後、会員数は漸減し、解散時には七十八人に

まで減少した。ただし加盟団体数の推移でみると、漸減傾向ははっきりとは認められない。加盟団体の異動は、かなり激しかった。設立から解散までの約八年間に五十四団体が新加入し、五十六団体が脱退した。加盟組合、会社の所屬業種・産業別構成の変化では、組合における在来物産商業の減少が顕著であった。会社では、運輸(海運、陸運、倉庫)が一貫して五、六社加盟し主勢力を成したこと、鋳工業の増加傾向などが目立つ。

組合と会社の別で会員数、団体数の推移をみると、商工会設立時には会員数、団体数とも組合が会社を圧倒していた。この勢力関係が動揺するのは一八八七(明治二十)年である。この年、会社勢力は一挙に十三団体増加しその後もこの勢力を維持した。一方組合は、既にそれ以前の二八八四(明治十七)年以降、会員数、団体数とも減少に転じていた。この結果、一八九〇(明治二十三)年には、団体数で会社が組合を逆転した。

商工会の役員構成も、新興勢力の独占状態であった。表7 東京商工会役員経験者リストによれば、丹羽雄九郎(両替商組合)をのぞくすべての役員が新興勢力であった。彼らは、銀行、保険、運輸、貿易、造船など当時の最先端の産業を代表する人物であった。

以上の東京商工会の会員・役員構成上の特徴を東京商法会

議所のそれと比較すると、第一に、会員（団体）の異動の激しき、組織基盤の不安定さは両者に共通する点である。しかし商工会の場合は会員の退会は任意ではなく、したがって各団体の商工会からの退会は、商法会議所時代における個人議員の自主的判断による自由退会とは事情が異なり、団体自体の消滅、統廃合などが主要な理由であったと考えられる。第二に、商工会は加盟団体の所属産業において工業、運輸の躍進が認められた。これらの産業は、商法会議所では少数勢力に過ぎなかった。ここには、この時期における産業構造の変化の反映が読み取れる。第三に、商工会の会員・団体構成は、発足時は在来勢力が圧倒的優勢であったが、一八八七年以降在来勢力の後退、新興勢力の躍進が顕著になり、解散時には両者はほぼ均衡するに至った。このように商工会は会員構成上在来商人層の代表機関として発足し、一八八七年以降その傾向が希薄になっていった。これは商法会議所における新興優勢から両勢力均衡へという傾向とちょうど逆の動きを示している。新興すなわち会社勢力躍進の原因は、ひとつには商工会の活動が組合勢力より会社勢力の利害に合致したことが考えられるが、より直接的には、松方デフレ終熄後の会社設立ブームの影響が挙げられる。第四に、商工会は商法会議所と同様に新興勢力がその役員を独占した。したがって、商工会発足時の会員構成上における在来優位は役員配分には全く

反映されなかった。

#### (四) 建議活動の分析

表8は東京商工会が設立から解散までの期間に行った建議の一覧である。表3の商法会議所建議一覧と比較して、個別の業界とりわけ在来各業に関する建議の登場が明白である。

「質屋取締条例改正のこと」「売薬免許期限規則改正のこと」

「火薬取締規則改正のこと」等々がそれである。これらは各業界の取締法の改正、規制緩和を請願する建議であった。この種の建議は、商法会議所時代にはまったく見られなかった。その反映として、建議案の発議者に各商同業組合の総代が名前を連ねるようになった。この点も、発議者が新興企業家勢力で独占された商法会議所時代とは異なる。したがって商工会の建議活動は、各商同業組合すなわち在来商人層の利害をそれなりに配慮したものであった。

他方、役員を中心とする新興企業家は、「条約改正の儀」「東京市区改正に関する建議書」などの重要問題の発議者として名前を連ねた。

条約改正問題は、一八八六（明治十九）年四月二十三日の第二十臨時会で取り上げられ討議を重ねた後、同年十月七日をもって「条約改正ノ儀ニ付建議」として外務大臣井上馨宛てに提出された。東京商工会は、この建議書において、関税

表8 東京商工会諸官衙宛建議

『東京商工会議事要件録』各号より作成

建議内容	発議者	宛先	建議日
・同業組合設立の建議書	渋沢栄一(銀行集会所)他	農	84.5.19
・売掛銀及運送貨延滞出訴期限の延長のこと	川原英次郎(廻米問・代員)	農	5.27
・旧銅貨中天保銭の引上を実施されたきこと	渋沢	大	8.28
・電信取扱方に改正を加ふるの儀	益田 孝(廻米問)	電信局長	85.4.22
・東京市区改正に関する建議書	渋沢	市区	6.9
・営業品の見本等の郵送量制限改正のこと	森島松兵衛(売薬商組)	駅	6.9
・貸倉庫営業のこと	渋沢	農	8.7
・三菱会社と共同運輸会社との間の競争抑止のこと	渡辺治右衛門(魚市場)他6名	農	8.15
・質屋取締条例改正のこと	吉田幸作, 浅野彦兵衛(質屋組)	内	9.21
・同業組合準則を廃止し新条例を制定されたきこと	森島他2名	農	12.28
・売薬免許期限を廃止せんこと	森島・喜谷市郎右衛門(売薬商組)	内	86.3.26
・条約改正の儀	大倉喜八郎(大倉組)他2名	外	10.7
・刑法改正の儀	梅浦 精一(石川島造船所)他3名	司	11.18
・各商組合規則を当会に諮問せんこと	(理事本員)	府	11.18
・航海取締法制定の儀	益田克徳(東京海上), 益田 孝	外	11.27
・証券印税規則改正のこと	隅山尚徳(蛸灰商会)	大	87.5.9
・薬品取締規則改正のこと	森島他2名	内	5.9
・火薬取締規則改正のこと	大塚良城(鉄砲弾薬免許商組)	(88.1.27)	
・煙草税則改正のこと	岩谷松平, 千葉松兵衛(煙草商組)	大	5.30
・出版条例改正のこと	松木平吉(地本鋪総問)	内	5.30
・肥料糞糞製取締の儀	大村五右衛門(下り糞問)	各府県	8.22
・市区改正委員会へ当会よりも委員を出し会議に参与せしめんこと	阿部泰蔵(明治生命)他3名	内	9.13
・旧装置刻煙草改装期限の延長を要する儀	東京煙草問(若松源八他2名)	大	9.13
・東京市区改正の実施について尚一層慎重なる審議を希望する旨	益田克徳	内	12.28
・煙草税則及同施行細則改正のこと	若松源八他2名	大	89.6.20
・売薬規則改正のこと	笠井鉦太郎(薬業組)他1名	内	90.3.15
・第3回国勧業博覧会の審査員に商業者を加えること	丹羽雄九郎(両替商組)	農	3.22
・土地収用法改正のこと	林 賢徳(日本鉄道会社)	内	90.3.13
・清酒特別税徴収方法を簡便ならしめんこと	山口豊彦(酒問屋組)他1名	府	5.26
・商法施行を延期のこと	阿部泰蔵(明治生命)	司	7.21
・商業会議所条例の発布を希望する旨	渋沢	農	8.28
・商法の施行を延期せんこと	渋沢(?)	両院	12.13

備考：発議者 問(問屋組合)

宛先 農(農商務卿・大臣)

内(内務卿・大臣)

府(東京府知事)

大(大藏卿・大臣) 司(司法卿・大臣)

外(外務卿・大臣) 駅(駅逓総官)

市区(市区改正審査会長) 両院(両院議長)



自主権の獲得と外国人内地雑居の許可を結び付けた主張を行った。内地雑居許可は、はじめ不景氣救済策のひとつとして提起されたが、益田孝がこの問題を条約改正問題と関係付けより広い視野から論じるべきだと発議し、これが容れられた。すなわち、「今条約ヲ改正スルニ当リ本会ノ最モ熱心ニ希望スル所ノ要点ハ即チ法稅二權ノ全部ヲ擧ゲテ我ニ收取スルニ在リ、(中略)而テ今此法稅二權ヲ全取セントスルニハ我法制ヲ釐正スルハ固ヨリ甚ダ緊要ナルベシト雖トモ、別ニ一大事項ノ断行ヲ要スルモノアリ、何ゾヤ、外人ニ内地雑居ヲ許ス事即チ是ナリ」という主張のごとく、内地雑居許可を稅權回収の引替条件とする提案をした。商工会が内地雑居の許可を推進する背景には、「内地雑居ヲ許シ智識ト資力トヲ利用スルハ實ニ富國ノ要道ナリト信ズ」という発言から明らかのように、外資と先進技術の導入により工業の振興を図ろうという新興企業家勢力の意図があった。

東京市区改正問題と會議所の關係は、一八八一(明治十四)年頃、当時の府知事松田道之が東京商法會議所議員に対して市区改正の得失につき諮問したことを発端とする。この時は、野中萬助(廻漕營業)と平野富二(石川島造船所)が各々の私案を提出したに止まり、會議所としての建議は行わなかった。その後、市区改正問題は、一八八四(明治十七)年十一月に内務省内に設置された東京市区改正審査会、およ

び一八八八(明治二十一)年設置の東京市区改正委員會の審議に移された。東京商工会は、これらの審議會に渋沢栄一、益田孝の二名を委員として参画させ、さらに一八八五(明治十八)年六月、一八八八(明治二十一)年十二月の二度にわたり市区改正に関する建議書を審議會宛に提出した。

東京商工会は、建議および渋沢、益田の両委員の活動を通じて「東京商都化」構想の実現をめざした。東京を商業の都として育成し「東洋ノ一大市場ヲラシムル」構想である。当初市区改正審査会の中では、会長の芳川顕正を中心とする内務省勢力の「東京帝都化」構想すなわち東京を行政の中心地、「治國の要」として建設しようという計画案が優勢であった。渋沢、益田両委員の参加によって、審査会は「帝都論」と「商都論」の対決の場と化した。一方東京商工会は一八八五(明治十八)年九月六日、「市区改正ノ儀ニ付建議」を芳川審査会長宛て提出し「商都論」推進をはかった。すなわちその中で、市区改正においては港湾修築を優先させること、新橋以南高輪迄の海岸を埋立て船渠、倉庫その他新街区建設予備地にあてること、丸ノ内を市街地に編入すること、運河新設は必要最小限にとどめ水運から陸運への転換を図ること、河岸地は人民に払い下げ橋の両側毎に官有河岸地を設置しこれを共同物場場に充てることなどを要望した。

商工会の建議活動および渋沢、益田両委員の働きにより、

一八八五(明治十八)年十月に審査会がまとめた「東京市区改正審査会案」は「商都論」を大幅に取り入れる内容になった。しかし、東京商工会が推進した「東京商都化」構想は、決して府下商人大衆の利害を反映するものではなく、東京を新興企業家の活動の舞台として整備することを意図したものであり、在来商人層に敵対する内容とさえいえるものであった。

「東京商都化」構想の内容は、国際港築港計画と商業用地の確保、それに商都建設のための施設・交通網計画から成っていた。商工会が築港計画の優先を強く主張したのは、この計画が会内の新興貿易商、海運業者らの利益追求になるからであった。さらに施設計画においては、市中に散在する市場を統廃し移転すること、商法会議所と共同取引所(既設の株式取引所と米商会所を合わせたもの)を兜町に集め東京の経済機構の中樞を築くことなどが盛り込まれていた。この計画の背後には、在来商人の既得権益の巢である魚河岸に対して改革のメスを入れ、東京の経済の中心地を在来商人勢力の活動舞台である日本橋地区から新興企業家が寄り集まる兜町ビジネス街へ移そうという渋沢たちの意図があった。また、渋沢と益田は東京の経済中樞機構形成の構想において、「商工会」ではなく「商法会議所」の組織を念頭においていたが、これは彼らにとって商工会への改組がいかに不本意であったかを明示している。<sup>(8)</sup>

東京商工会は、同業組合を基盤とする組織と発足時における在来勢力優位を反映して、建議活動において在来勢力に対する一定の配慮をみせた。しかし、商工会はその本質において依然として新興企業家の利益推進機関として機能しつづけたのである。

(1) 前掲『東商八十五年史』三九三ページ。

(2) 亀掛川「明治前期内国商業政策と商法会議所(Ⅱ)」『政治経済学』第一七九号、一九八一年四月。

(3) 例えば原六郎の第十九定式会での次の発言。「抑キ本会ヲ振起スルノ策会員ヲシテ其実益ヲ知ラシムルニ在リ、而シテ余ガ考案ヲ以テセバ其実益ヲ起コスノ道他ナシ、即チ府下各商組合ヨリ委員若シクバ総代ノ入会ヲ誘導シ実業者ヲシテ議場ニ其人多カラシメバ、始テ商売上ノ利弊得失ヲ討議スルノ一方ニ向テ議員ノ精神ヲ傾注スルニ至ラン、果タシテ如此セバ自ラ本会ノ実益覺知シ期セズシテ議員タルヲ望ム者漸ク増加スルニ至ラン」前掲「東京商法会議所要件録」第二十二号、『渋沢栄一伝記資料』第一七巻、五六三ページ。

(4) 「回議録(東京商工会)」明治十六年(東京都公文書館所蔵)。

(5) 「東京商工会議事要件録」第二二号、一八八六年一〇月二〇日、『渋沢栄一伝記資料』第一八巻、五四四ページ。

(6) 松尾儀助(起立工商会社代表)の発言、同二〇号、一八八六年九月一日、『渋沢栄一伝記資料』第一八巻、五三八ページ。

(7) 同二二号、一八八五年六月二九日、『渋沢栄一伝記資料』第一八巻、三〇四―三〇六ページ。

(8) 藤森照信『明治の東京計画』岩波書店、一九八二年、一五  
四～一八八ページ。

## 五 エピローグ—近代経営者団体への胎動

明治前期の東京の財界を動かしたものは、新興企業家、在来商人層、政府という三勢力の相克であった。本稿は、この相克を当時の東京における唯一の財界団体、東京商法会議所・商工会の組織、議員(会員)・役員との構成、建議活動の分析を通じて明らかにしてきた。

東京商法会議所の設立(一八七九年)の背景には、政府と民間新興企業家のそれぞれ異なる動機が存在した。政府は商法会議所を外交・商工政策推進のための行政末端機構および諮問機関として利用する意図をいっていた。他方、新興企業家は、自らの利害の行政、立法への反映と政府から自立した商工業者の自治の獲得を目指した。新興企業家は商法会議所において、英米系会議所流の組織の採択、議員構成における自勢力優位という条件の下で、その役員を独占し自らの利益追求を前面に立てた建議活動を行った。しかし、草創期の財界における新興企業家の勢力基盤は未だ脆弱であり、彼らはその目的達成のために府下の実業者大衆である在来商人層を取り込む必要があった。この時期は、まさに新興企業家勢力

による自己のための財界形成のイニシアティブの模索期であった。

一八八一(明治十四)年五月、政府は商法会議所の実態が上述のような意図にそぐわないと判断し、商法会議所を無視して新たな諮問機関網の形成を企図した。他方、商法会議所に取り込まれた在来商人層は、会議所の活動が新興勢力の利害追求に偏し、自分たちにとって利益の小さいことに大いに不満を抱いていた。会議所からの退会、会議欠席などの消極的抵抗は明らかにその表われであった。政府からの圧力と在来商人勢力の反発の挟み撃ちにあった商法会議所は、活動の停滞を招き存続の危機に直面した。新興企業家主導による財界形成の模索は挫折を余儀なくされたのである。

東京商工会の設立(一八八三年)は、以上の情勢下における三勢力の妥協の産物であった。商工会は、政府による公的諮問機関設置の企図、在来商人層の財界活動参加の要求、新興企業家の商法会議所の活動低迷に対する反省という三勢力それぞれの事情を背景にして発足した。それは、同業組合すなわち在来商人層の業界組織を組織基盤とし、会員の半公選制・認可制など独仏系会議所流の公共機関としての性格を強調した組織であった。このような基盤の上では、その建議活動においても在来商人層の個別的利害の反映が見られた。しかし、新興企業家勢力は商工会の役員を依然として独占し、

条約改正、市区改正などの重要問題で自勢力の利害を前面に押し立てた。すなわち新興企業家は政府、在来商人勢力への財界イニシアティブの完全な譲渡には応じなかったのである。そして一八八〇年代後半の企業勃興ブーム以降、財界の勢力配置は再び新興勢力優位へ転じはじめた。

こうして明治前期の東京財界の動向は、新興企業家によるイニシアティブ掌握への挑戦と、政府、在来商人層による阻止、そして三勢力の妥協の成立の過程として総括できる。新興勢力は、商法会議所設立当初において既に財界のイニシアティブの獲得と自勢力の利益実現を目指した。この点で商法会議所は決して「前期的商業資本」の利益代表機関などではなかった。しかし新興企業家の模索が、政府農商務省の民間経済に対する統制主義的傾向と、当時の財界において依然として一大勢力を形成していた府下の在来商人層の反発により阻まれたことも事実である。この点から顧みれば新興企業家の企ては、当時の諸条件、諸環境からみて性急な目論見であったといえる。

しかしこうした性急な目論見も、明治前期において新興勢力がある程度勃興していた東京だからこそ可能であったのだ。この点は同時期の大阪商法会議所の活動状況と比較すれば明白である。大阪商法会議所も一八七八（明治十一年）年八月、五代友厚（藍製造）、広瀬宰平（住友支配人）ら新興企業家

を中心として設立されたが、その設立動機の第一は商業仲間（同業組合）の再興による流通秩序の再建にあった。そして設立直後から商業仲間の再興問題を重点的に取り上げ、早々と商業仲間を基盤とする組織改革を断行した。その結果、大阪商法会議所の議員数は急増し二百人を越えたが、その大半は商業仲間の代表であった<sup>(1)</sup>。したがって大阪商法会議所は、明治前期の大阪財界における旧問屋商人勢力の圧倒的優位を反映して、その設立当初から在来商人層の代表機関であったのである。

一八八〇年代後半、東京の財界を取り巻く諸条件に変化が生じはじめた。松方デフレ終熄後の企業設立ブームにより新興企業が勃興するとともに、在来商人勢力の後退が顕著になった。さらに政府・農商務省は、従来の統制主義的商工行政から民業不干渉主義へ転換する気配を見せはじめた。一八八八（明治二十一年）年に黒田内閣の農商務大臣に就任した井上馨は、上州磯部における演説で次のように述べた。「予は農商務大臣の任に当り、今後執る所の方針は、自治の精神を基礎とし、従来の制度を改めて敢て民業に干渉せず、政府の保護を要する場合ありて、実業者自ら発意し其保護を仰ぐの必要あるときに際し、始めて保護すべきなり<sup>(2)</sup>」。

一八九〇（明治二十三年）年九月、商業会議所条例の制定により全国の商工会、商法会議所は新たに法定の商業会議所へ

改組されることになった。この条例は、会員・議員資格（所得税納入額）を高水準に設定することにより、各地の最上層の実業者を会議所構成員とすることを意図していた。<sup>(3)</sup>これにより府下の零細な在来商人は財界への参加の道を制限されることとなった。ここにおいて、新興企業家による財界イニシアティブ確立の条件が整い、東京の財界団体は近代的経営者団体への脱皮を迎えたのであった。

- (1) 上川芳実 「明治期大阪商業会議所の議員構成」『社会科学』（同志社大学）第三八号、一九八七年。
- (2) 『世外井上公伝・4』原書房、一九六八年、三三三ページ。
- (3) 上川前掲論文。